

掛川市教育委員会規則第5号

掛川市南体育館条例施行規則をここに制定する。

平成25年12月26日

掛川市教育委員会  
教育委員長

## 掛川市南体育館条例施行規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、掛川市南体育館条例（平成25年掛川市条例第32号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (開館時間)

第2条 掛川市南体育館（以下「体育館」という。）の開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、条例第11条第2項の規定による指定を受けた者（以下「指定管理者」という。）が特に必要があると認める場合には、開館時間を変更することができる。

2 指定管理者は、前項の規定による開館時間の変更をする場合は、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

### (休館日)

第3条 体育館の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認める場合には、休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

(1) 月曜日（休日を除く。）

(2) 12月28日から翌年の1月3日まで

2 指定管理者は、前項の規定による休館日の変更をする場合は、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

### (公告)

第4条 教育委員会は、条例第4条第1項の規定により体育館の管理を行わせるため、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を公告しなければならない。

(1) 管理を行わせる施設の名称及び所在地

(2) 管理の基準及び業務の範囲

(3) 指定をする予定期間

(4) 申請の方法

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

### (指定の申請)

第5条 条例第11条第1項の規定による申請を行うものは、掛川市南体育館指定管理者指定申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 条例第11条第1項に規定する書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類の謄本

(2) 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本

(3) 前項に規定する申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書

(4) 体育館の管理に関する業務の収支予算書

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

(指定の通知)

第6条 教育委員会は、条例第11条第2項の規定による指定をしたときは、指定したものに対し、掛川市南体育館指定管理者指定書（様式第2号）により通知するものとする。

(事業報告)

第7条 指定管理者は、毎年度終了後、条例第4条第2項各号に規定する業務に関し、事業報告書を作成し、5月31日までに教育委員会に提出しなければならない。

(使用権の譲渡禁止)

第8条 条例第5条第1項に規定する許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復)

第9条 使用者は、体育館の使用を終了したときは、当該施設等を速やかに原状に復さなければならない。条例第7条第1項の規定により使用の許可を取り消され、又は使用を制限されたときも、同様とする。

(損害賠償)

第10条 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により体育館の施設又は設備を損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

#### 附 則

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 第4条の規定による公告は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

掛川市南体育館指定管理者指定申請書

年 月 日

（あて先）掛川市教育委員会

所在地  
申請者 団体名  
代表者氏名

掛川市南体育館の指定管理者の指定を受けたいので、掛川市南体育館条例施行規則第5条第1項の規定により、申請します。

（注）申請に当たっては、次の書類を添付してください。

- （1）事業計画書
- （2）定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類の謄本
- （3）法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- （4）指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- （5）体育館の管理に関する業務の収支予算書
- （6）その他教育委員会が必要と認める書類

掛川市南体育館指定管理者指定書

第 号  
年 月 日

様

掛川市教育委員会 印

年 月 日付けで申請のあった指定管理者の指定について、掛川市南体育館条例第11条第2項の規定により、次のとおり指定したので、掛川市南体育館条例施行規則第6条の規定により、通知します。

指定をした施設	
指 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

（注）指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲については、掛川市南体育館条例に定めるもののほか、詳細については、協議の上、別に定めるものとする。